

区分	資産の種類	品名等()内は財務省令の標準的な耐用年数
1	<第1種> 構築物	路面舗装<コンクリート>(15)、同<アスファルト>(10)、門・塀<コンクリートブロック>(15)、フェンス(10)、花壇・緑化施設(20)、屋上等の広告塔<金属製>(20)、同<その他>(10)、側溝(15)、ネット設備(15)、工場緑化(7)、独立キャノピー(45)、街路灯(10)
1	<第1種> 建物附属設備	受変電・自家発電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、屋外給排水・ガス引込み設備(15)、そで看板<金属製>(18)、同<その他>(10)、可動間仕切(15)、同<簡易なもの>(3)、中央監視装置(18)、独立した浄化槽・貯水槽等(15)
2	<第2種> 機械及び装置	飲食店業用設備(8)、家具又は装備品製造業用設備(11)、デジタル印刷システム設備(4)、農業用設備(7)、総合工事業用設備(6)、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備(8)、計量証明業用設備(8)、クリーニング設備(13)、自動車整備業用設備(15)、機械式駐車設備(10)、太陽光発電設備(17)
3	<第3種> 船舶	漁船<木船>(4)、同<鋼船>(8)、モーターボート(4) ※ただし、耐用年数は総トン数20トン未満の船舶
4	<第4種> 航空機	飛行機(5)、ヘリコプター(5)、グライダー(5)
5	<第5種> 車両及び運搬具	除雪作業車(4)、構内運搬車(7)、大型特殊自動車(ナンバーが0、00～09、000～099及び9、90～99、900～999の区分によるもの)に該当するフォークリフト(4)、クレーン車(7) ※自動車税・軽自動車税の課税対象を除く。
6	<第6種> 工具、器具 及び備品	自動販売機(5)、事務机・ロッカー・キャビネット<金属製>(15)、パソコン(4又は5)、コピー機(5)、応接セット(8)、テレビ(5)、レジスター(5)、冷蔵庫・洗濯機(6)、立看板(3)、金庫(20)、冷暖房機器(6)、理美容機器(5)、衣しょう(2)、楽器(5)、書籍(5)、消火器(10)、切削工具(2)、ロール(3又は4)、測定工具(5) ※建築設備に附属する備品のうち、償却資産の申告の対象となるもの 電話機・電話交換機(10)、デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備(6)、アンプ・スピーカー・マイクロホン<機器のみ>(6)、ネオンサイン(3)、電気時計<機器のみ>(10)、陳列棚(8)、カーテン(3)、ブラインド(10又は5)